

～配偶控除「103万の壁」の縮小・廃止検討～

政府は、安倍政権が目指す女性の活躍を実現するため、専業主婦の妻がいる世帯などの所得税負担を軽減する配偶者控除の縮小・廃止を検討しているようです。

では、現行で妻が働く上で「壁」となっている年収金額をおさらいしてみましょう。

【年収100万円】：1月～12月までの年収が100万円以上で住民税がかかります。（市区町村によって金額が異なる場合あり）

【年収103万円】：1月～12月までの年収が103万を超えると自ら所得税を負担するとともに、夫の方も配偶者控除を受けられなくなり、控除額が逡減する配偶者特別控除の対象になります。（年収140万円まで）

【年収130万円】：年収見込が130万円以上になると、配偶者自身が社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は国民健康保険・国民年金に加入しなくてはなりません。

【年収141万円】：1月～12月までの年収が141万円以上になると、配偶者控除だけでなく、配偶者特別控除も受けられなくなります。

ただし、年末調整の際、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合など、結果的に税額が変わらないこともあります。社会保険料も控除されると手取りは減りますが、将来受け取る年金額が増えるというメリットもあります。

大事なことは「壁」を基準にして働き方を決めるのではなく、まず従業員がどのような働き方のビジョンを持っているのか、なのではないかと思います。

6/1～7/10 労働保険料年度更新 申告・納付
7/1～7/10 社会保険算基礎届 提出

今年も年に一度の上記手続の季節が近づいてまいりました。5月中に労働局から労働保険年度更新の申告書が、6月中には年金事務所から算定基礎届等が事業所へ郵送されます。手続担当へお渡しくださいますようお願い致します。

社会保険の算定基礎届については、近年、貸金台帳・関係帳簿の確認の来所（年金事務所への）要請があります。数年に一度、順番で調査が行われますので、弊社クライアント様の中にも昨年、数件該当がございました。社会保険適用者の資格取得が適正に行われているか、再確認が必要です。

この来所要請の通知文は算定基礎届とは別送で送られますので注意してください。

妻の年収	妻の税金		夫の税金		社会保険負担
	住民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	
100万未満	なし	なし	受けられる	受けられない	なし
100万以上103万以下	かかる				
103万超130万未満		かかる	受けられない	受けられる	
130万以上141万未満				受けられない	
141万以上					



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

5 May 2014

～労務・税務スケジュール～

労務 5/1～5/31 4月分の社会保険料の納付

税務 5/1～5/31 4月分の源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付